第10回 農林水産業TF(第5回 林業専門部会) 議事次第

1.日時:平成21年12月3日(木)14:22~15:42

2.場 所:永田町合同庁舎 2階A会議室(207号室)

3.内容:有識者ヒアリング

(テーマ)都道府県の森林・林業に関する現状及び課題等について

4 . 出席者:【有識者】 大分県 農林水産部 林産振興室 室長 足立 紀彦 氏

同 林務管理課 課長補佐 藤本 浩 氏

【規制改革会議】 米田副主査

【規制改革推進室】山本企画官、事務局

5.議事:

事務局 それでは、定刻となりましたので、農林水産業タスクフォース第5回林業専門部会を 開催させていただきます。

本日は、大分県農林水産部林産振興室足立室長様、藤本課長補佐様にお越しいただいております。お忙しい中、誠にありがとうございます。

これより、「都道府県の森林・林業に関する現状及び課題等について」というテーマで、ヒアリングを1時間程させていただきたいと思います。本件は、10月20日付で当室が公表させていただきました「都道府県の森林・林業に関するアンケート結果について」に基づきまして、詳細な現状把握及び新規論点等にかかる情報収集を目的として実施させていただくものです。

それでは、御説明は20分程度で、その後、意見交換という形でお願いいたします。

足立室長 大分県林産振興室の足立と申します。よろしくお願いします。

米田副主査 よろしくお願いします。

足立室長 お手元の資料「規制改革会議 農林水産業タスクフォース資料」で、そちらの方から一応総論と各論の部分、それから、各論のアンケートの対象というよりは、その他の部分で、自由意見の部分で色々と申し述べたいことがたくさんございまして、その部分はまた別紙になります。1点目は「間伐・長伐期化施策の問題」、これは大きいのですが、それと、6ページになりますけれども、「森林法の問題」、とりわけ皆伐のルールという部分でのこの問題。それから、「森林所有と経営の分離対策」という提案というか問題点を提起しております。

「総論」の「大分県における森林林業の概況」ということですけれども、全国的に同じような状況かと思いますが、1点目、森林の現状では、 にありますように、9齢級以上の人工林が97,000ha ということで、全体の46%。要するに伐採時期を迎えていると。恐らくこれは全国平均よりも若干早いのではないかなという気がしております。

それから、その伐採時期を迎えて、皆伐が進んでおります。しかしながら、材価の低迷から再造林が、次の植林がされていない。再造林の実施率は 50%と書いてありますが、これは過去 10年のものでございまして、現状(平成 20年度)では 30%という非常に低い状況になっている。

伐採はあるのですけれども、植林が少ないことから、若齢林分がないということで、いわゆる林業では法正林が模範的な林分構成とされていますが、これとはほど遠い状況ということであります。

それから、森林整備に関しては、全国的にも、結構大きな森林組合がしっかりと森林整備を行っているということです。

課題については、間伐の促進、これは吸収源対策としてとにかくやらなければいかんということで知事の号令で、都道府県の中でも、吸収源対策を国の割当面積をそのまま素直にやっているのはうちぐらいではないかなと思っているぐらい真剣に間伐はやっています。

ただ一方で、皆伐もそういう時期にありますし、山もそういう状況になっているということで、 皆伐と再造林をいかにやるかということが非常に大きな課題になっております。

それから、再造林を進めるために、 にありますが、これは最近、構想が実現するというものですけれども、業界の支援による再造林支援システムということで、お金を業界からいただいて、 再造林にかかる森林所有者のコスト軽減に繋げようということです。

それから、「素材生産の現状と課題」は、基本的には、素材生産の担い手は森林組合、民間の認定林業事業体。そして、素材生産は、皆伐が約6割、間伐が4割と。皆伐は主に民間事業体、間伐は森林組合。それから、素材生産量は約80万㎡生産されておりまして、このうち原木市場が発達しておりまして、この市場をほとんど介して流通されているということで、これは低コスト化に繋がらないのではないか、流通のカットに繋がらないのではないかということで、この辺も1つの課題になっています。

それから、本県の特徴として、平成3年の台風災害の影響が非常にあります。森づくりについてもこれから大きく転換したところもありますし、高性能林業機械もこの機に入ったということでございます。

課題としましては、事業体の育成強化。それから、路網整備です。路網整備は、基本的には森林所有者の負担を最低でも 32%という、この負担を前提にしていますので、なかなかこれが進まないということであります。

それから、2ページですが、木材加工の現状ということで、県内に製材工場は小規模なものが 多い。200 ぐらいございまして、最近は不況で倒れているところがかなり出てきております。大 規模工場(5万㎡以上)は2社のみということで、非常に少ない。

それから、本県の材の特徴として、曲がりの材が多い。これは品種があるのですけれども、品種特性で、A材は直材ですね。Bが小曲がり、Cが大曲がりというのですが、ちゃんとしたまっすぐな木が3割しかないということで、これが非常に不利な状況になっているということですね。A材は地元の製材工場で、B・Cという材は、最近できてきました合板工場、あるいは集成材のラミナ工場に出て行っている。最近は、そのほかに丸太の海外輸出についても精力的に取り組んでおります。中国・台湾・韓国に持って行っているという状況です。

それから、大分方式乾燥材が人工乾燥と天然乾燥を織りまぜた、非常に良い、割れのない、香 り、色つやも良いという、こういう材を開発しまして、これを今セールスポイントで県外に向け て売っているということです。うちは、地元の消費が少なくて、7割が県外に出しているという 状況です。

課題としては、製材工場の大型化、それから、人工乾燥の取り組み等がございます。

それから、(4)としまして、これは9~10ページに、皆伐のルールづくりの取り組みを主に書いておりますが、 にありますように、今、伐期を迎えているということですが、これの新たな(第2世代の)森林づくりについてのビジョンがちょっと示せてないという状況です。戦後の森林を第1世代の森林とすれば、伐採時期を迎える今後が第2世代の森づくりであり、このビジョンが描けてないということで、このビジョンづくりを今考えている。

それから、 は、森林づくりの条例の制定です。これは裏を返して言えば、森林法が不十分なために、現場の方では非常に混乱していると言いますか、ある意味規制の部分ですね。伐採のルールづくりをしっかりとやっていこうと。それから、森林行政の機能といいますか、役割が法律上は市町村の方に移っております。というのは、大体3割ぐらいを占める保安林は県が所管しますが、残りの6~7割は普通林で、これは市町村に権限がございます。そこでの色々な監督権限については、市町村が持っているということで、県はタッチできない状況なんですね。ところが、市町村では、その能力と言いますと失礼なんですけれども、そういう体制がないわけですね。これが非常に大きな問題になっています。今、色々なゴタゴタが起こっているのは、ここの問題が非常に大きいということです。

こういったものをどうやって条例の中に結びつけるかということで、今四苦八苦して、県で言う新たな法律を模索しているという状況でございます。

各論の3ページでございますが、これは宿題の部分ですが、「森林情報等について」ですが、「高齢化・不在村化により、境界の不明確化が進んでいる」これは多分全国的な問題だと思います。ただ、地籍調査の進捗率は、全国平均よりも良く、57%であります。本県では、個人情報保護法の関係で、森林簿という県が作った調査簿ですが、その森林簿とか、森林計画図がありますが、これの情報開示を一昨年に思い切って、森林整備のために必要な情報であるということで、個人情報の管理徹底を条件に森林組合は勿論、民間の事業体にもデータとして開示するようにしました。かなり抵抗もありましたが、そうしないと、森林情報を民間事業体がつかみようがないんですね。県の森林簿は正確ではございませんが、これを参考にしてくださいというぐらいのものです。ただ、これで境界確認の係争の材料に用いたりすることはできないことを明記していますので、この辺を今しっかりやっているところです。

それから、森林の整備保全についての保安林制度については、どこもそうでしょうが、小面積になっても、色々な事務手続、解除申請等については非常に複雑である。この辺の簡素化も必要ではないか。それから、伐採許可件数のうちに是正指導 73 件とありますが、これは、保安林は2年以内に植栽義務がありますが、これがされてないということで、これの指導でございます。つまり、再造林放棄地が、保安林でも多々起こっているということで、これの指導をやっております。

それから、保安林以外の民有林。我々は普通林と一般的に言っていますが、普通林についての

指導は、基本的にはほとんどありません。というのは、市町村に森林や林業に詳しい専門職員がいないことも一因です。ですから、我々は市町村の職員の研修は頻繁にやっております。だんだん増えていますが、まだまだ不十分。技術屋さんそのものが採用されてないという状況なものですから、始めの言葉から行かなければいけないということで、ここは非常に苦労をしているところです。

それから、林業施業公的補助、造林事業等についても、事務処理の複雑化。それから、これは今回私が一番言いたい、間伐一辺倒の補助メニュー制度を、循環型の小面積皆伐、再造林支援、こういったものにある程度シフトしていただかないと、現場では、少なくとも九州においては、間伐による延命策はほとんどの森林ではあり得ないと私は思っています。

「その他」のところで、間伐・長伐期化の問題ということで4ページにありますが、大体 10年ぐらい前から、主伐期に達した林分が出てきてからですが、併せて木材価格の下落が起こってきておりまして、再造林がされてないような問題も出てきた。これに対し、国の施策は、皆伐をしない非皆伐施業、そして、間伐を繰り返すことによって、100年ぐらいの長伐期の森づくりを進める方向が打ち出された。しかし、九州では以下の理由で、この動きに対応できないという状況になっております。

1つは技術的な問題ということで、日田林業は古くからあるわけですけれども、これはもともと 35~40年の短伐期を指向して林業施業も進められてきました。ところが、伐期に達した今、長伐期に急遽変更といっても、これは対応できる状況にないわけです。ちょっと写真を持ってきました。これを見てもらわないとイメージがわかないと思うのですが。資料「長伐期移行は可能か?」の2ページ目にちょっと大きな写真があります。こういう山ですね。要するに、樹冠長率が2割ぐらいです。これは先(梢端)がとがっているのでまだ良い方です。大半がこういう山です。ひどいのになると、上長成長、伸びは止まって、上は丸くなっている。樹冠は樹高の1~2割ぐらいしか載ってないというような葉っぱのつき方。葉っぱの量で木の成長は決まりますので。これは伐っても、下に枝が出てくるわけではありませんので、上に伸びることができなかったら、これで止まってしまうんですね。だから、これで間伐しても、横に枝は張らないし、どうしようもない状況になっています。

こういう山づくりをしてきた。これはもともと胸高直径が 25~26 cmで柱を採ることを目的としているので、これで十分なんですけれども、これが急に売れなくなったものですから伐らない。伐らないもので、また、一層この状態になっている。間伐をしようにも、もう手遅れというような状況になっています。こういう山がたくさんあるということです。これはどのくらいあるのかパーセンテージをまだしていませんが、ほとんどだと言っていいと思うのですけれども、そういう状況になっています。

先程の4ページに戻っていただきます。木材の少ない時期に植えてきた杉の苗木の品種も、短 伐期を目的とした挿し木(クローン苗)でもって発根させた苗木です。一方、実生苗は長伐期に 対応できる。例えば岐阜とか、多分東北の方ではほとんどが実生苗です。実生苗は種から発生さ せる。これは大体長伐期には何とか持つと思われます。そういう実生苗はごく一部しか大分県に はありません。九州は多分ほとんどそうだと思いますが。

にあるように、長伐期に移行するには、長伐期に向く品種や造林の仕方、疎植造林ですね。それから、早め早めの間伐を行い、樹冠長率を最低でも 30~50%確保する必要があるということで、今日は梶山先生が来られるということで、梶山先生が監修されたテキスト「提案型集約化施業 基本テキスト」があります。「長伐期施業に持っていくには、林齢が 30 年生頃を過ぎると、樹冠長率が 30%を割らないようにし、できれば 50%になることを目指した間伐が必要です。」と。だから、現状で 30%以上なかったらもうアウトなんですね。その場所の状況を見て間伐の強さを決めることが大切で、はじめから一律の間伐率を定めて臨むのは問題です。こういう状況を判断して長伐期を進めていただいているなら良いのですけれども、「何が何でも間伐だ。皆伐施策みたいなものは全然考えてない。」林野庁は、とにかく吸収源対策をやっていればとりあえず予算が取れる、それで良いというような視点しかないのではなかろうかと、私どもには思えるのです。現場のことをもう少し考えてくれれば、少しはこういう皆伐の問題も取り上げていただけるのではないかと思っております。

特に、台風災害のことをお話します。これは資料「長伐期移行は可能か?」の5ページにあります。平成3年、大分県では22,000ha ぐらいが風倒木でやられました。そのときの写真です。これで残っているところをご覧いただければわかるのですが、林縁木で、下から枝がしっかりできているものは、台風の風の受ける風心(樹冠の下から3分の1ぐらいにある面的な重心)が低いので被害を受けにくいばかりか、葉っぱがたくさんついているということは、根もしっかり張っているということで風に強い。ところが、情けないことに短伐期を指向した九州大分県の林業は、こういう状態で風心が非常に高い。これでは風害にあいやすいということで、これは我々は平成3年の台風災害のときにもそのことが実証されて、そのときに藤森さんという当時の国の試験場の先生が、「こういう林分はだめですよ。」と。こういう林縁木みたいなものをすべて山に植えるのは非常に難しい話なので、こういうことはできないのでしょうけれども、要するに、樹高に対して3~5割ぐらいの葉っぱをつけた状況にすることが、台風災害には強い。そういう森づくりをしなければいけませんよという、これは学説として言われているんですね。ところが、実態は、残念ながらそうなってないということです。

それから、長伐期を考える場合に〈素材の安定供給の問題〉があります。路網密度の現状ですが、本県の場合、公道を含んで全部入れても ha 当たり 26m、林道・作業道では 15mということになっておりまして、こういう路網密度では、低コストで生産できる利用間伐が少ないと。スポット的には集中的に集約施業をやって、低コストでやれているところもあります。そこは利用間伐できますが、全般的にはこういう状況にはないので、吸収源対策で間伐をどんどんやらなければいけないのですけれども、そのほとんどが切捨にならざるを得ない。赤字にまでして木材は出せませんので。また、その道路も森林所有者から負担を取ってやるという仕組みですから、路網の整備も進まないということです。

しかし、一方で確実に木材の国産材の需要はあるわけで、それにどう対応しているかというと、 間伐材が4割で、大半を主伐材、皆伐材によっているということになっているわけですね。そう いう意味でも皆伐を否定してしまうと、非常に木材の供給量が少なくなってしまって、これまた 問題になるということであります。

それから、これは梶山先生の理論とは若干違うのですけれども、〈森林のCO₂ 吸収量=成長効率の問題〉です。大分県に関して言えば、挿し木であるということで、要するに、50 年ぐらいまでは早く伸びるんです。スーッと伸びるんです。だけど、80~100 年に持っていくとずっと落ちていくわけです。樹高も落ちますけれども、成長はぐっと鈍くなるんです。早生系という品種にもよるのですけれども。ところが、私の印象では、東北の実生苗のスギは押しなべて大体ずっと伸びていくという傾向があります。樹高も伸びますし、成長も。岐阜では、結構どんどん伸びるという状況がありますけれども、我々のところでは、基本的には 50 年でピーク、それからは生産量が落ちる。落ちるということは、CO₂ の吸収は少なくなるということですから、そういう意味でも 100 年の森へ持っていくよりも、現状では 50 年で伐って、次の森を育てた方が良いのではないかという考えを私はしております。

それから、 に書いていますように、林業は本来、植林 伐採 植林 伐採のサイクルで、これをもともと指向していたわけですから、次のサイクルをきれいに低コストでやれる仕組みをつくることが大切です。今までのように戦後の3,000 本植えで、何度も下刈りして、何度も間伐するような手のかかるようなことではなくて、疎植に合う品種も選び、そして、手のかからないようなものをやるべきではないかということです。間伐を繰り返し、また伐採後に苗木を植えていくと、技術的にも伐倒の仕方なども非常に難しくなります。

それから、<戦後の拡大造林の改革>ということで、品種転換という部分も実はあります。今後については、長伐期を指向した品種も考えていかねばなりません。戦後植林された品種では、 長伐期化はちょっと難しいということです。

それから、「森林法の問題」ということで6ページにあります。これも、最近の皆伐が進む中で、色々と我々が悩んでいるというところであります。「明確な基準のない森林法」ということで普通林に関するルールがないこと。森林法には、保安林に対する規制はあるものの、普通林には伐採届の義務程度にとどまっている。今日、機械化が非常に進んできております。これまでチェーンソーー本でやっていたような伐採作業は、近年、機械化によって手法もスピードも一変しました。最近では、無秩序に路網開設する重機が入って、どんどん素材生産をするというような状況で、林地荒廃の問題等々が出てきているということです。しかしながら、こういう時代の変化に対して、国の方は、森林法の中で新たな規制を加えたことはありません。だから、これはやるべきだということであります。

に市町村森林整備計画を遵守するとあります。それに基づいて森林は施業をしなければいけないということがあるのですけれども、市町村森林整備計画はいわばルールブックなんですね。森林法には、「過ちを犯した人は罰するよ」とは書いてあるけれども、その過ちとは何かを書いたのが実は市町村森林整備計画なんです。そういうことを説明したのが、この資料「皆伐のルールづくりに向けた取組」の 17 ページになります。16 ページに森林法は、第 10 条の中で、市町村森林整備計画の遵守ということ、造林・伐採の届出、変更命令、施業の勧告、こういう形があ

ります。

市町村森林整備計画は独自にも立てられるのですけれども、今までの多分 99%が、全国森林計画、地域森林計画のほとんどコピーで来ているという状況なんですね。それを変更しようということで、今回も私どもは平成 19 年に林野庁とかなり議論をやったんですけれども、変更についてもすごい抵抗があるわけですね。だから、地域森林計画などは、基本的には国には要らないことを言わないで黙って聞いておけば良いみたいなところがあります。

ところが、ルールブックであるはずの市町村森林整備計画には何の「ものさし」もないわけです。伐採の上限面積についても、例えば、100ha の伐採届の申請があったときに市町村の担当者は、「それはだめだ」と言えないのです。確かに書いてあるのです。だけど、「努めて大面積伐採は避けるよう指導する」とか、「伐採、伐区を分散するように努めるものとする」というようなあいまいな表現では、現場の担当者はわかりません。これ以上の面積はだめで、これ以下はいいといった明確な基準がなければ的確な指導はできません。私はそれを国と侃々諤々やりました。大分県としては、「保安林が全国平均で 20ha としているので、少なくとも 20ha にはしてくれ」ということで、平成 19 年にやっと認めていただきました。

それ程現場では大変な状況になっているのに、その辺のものさしを全く準備しない。「もし制限をかけたいのなら保安林に指定しなさい。」というのが国の考え方です。保安林は、小面積の解除でも相当のエネルギーを必要とします。指定のときはスーッと行くんですけれども、解除だとか、そこに何かものを作るということになると、とんでもない労力です。だから、皆さん新たな指定はやりたがらない。

地域森林計画の見直しのもうひとつが、伐木造材作業の適正化です。これはいま機械でやっていますので、土砂流出を発生させないような作業とか、荒廃した場合には、植栽措置をするとかを明記しました。林地残材は、今はプロセッサーで谷底に無造作に沈めたりしてます。その写真が2ページにありますが、谷底に捨てられた林地残材が河川に流れてこうなったんですね。何も規制がないものだから、こんなふうな状況がでてきています。

だから、こういうところに対して「こういうことをやってはいけないよ」というか、そういう 是正措置までを入れて地域森林計画に加えた。作業道の開設についても、「作業道の開設計画を あらかじめ伐採届を出すときに協議しなさい。」と。これは全部市町村が窓口になります。再造 林についても、勿論、伐採直後に植林をする場合は良いのですけれども、「5年以内に天然更新 しない場合は植林しなさい。」というような、そういうことを事細かに書いて、地域森林計画に も盛り込みました。そうすると、地域森林計画は県の計画ですので、市町村計画はその金太郎飴 になるものですから、これを模倣するということになります。県と市町村の関係はイコールパー トナーですから、上下関係はないので、「これに沿ってやってください。」というお願いをして、 これが理解され、今徹底されてきているということです。本来、法律にあるべきものがうたわれ てないというのは、私は問題ではないかと考えています。

それから、もう一つ、「規制改革会議 農林水産業タスクフォース資料」6ページに、(2)森 林施業計画制度の問題がありまして、「施業計画を作り、計画に基づき施業を行う」という形で やっています。この計画制度自体は森林法の中では高らかにうたわれており、補助金の嵩上げといったメリットも与えられています。だけど、この計画は作成する基準そのものが技術的に非常に難しいということで、ほとんど森林組合さんが立てていますが、とにかく数字合わせのことばかりに終始してしまっている。大山林所有者は自分で立てていますけれども、森林組合もやっとです。森林所有者の 100 人ぐらいの意見を聴いてつくるなどということはまずあり得ない、不可能ですから。数字的に、基準に合う形のものを作ってしまう。それで、補助の嵩上げの対象になるということでやっています。これがまた実態を全く反映できていない。

これで非常に困ったのが、伐採届です。皆伐のルールとして、まず森林所有者が、あるいは伐採業者が最初に行政(市町村)に赴く行為です。伐採届が出ていないと、無秩序伐採をやっても、誰に、どう指導していいか、全然わからないので、伐採届をとにかく徹底しようではないかとこの徹底に取り組んでいます。通常の場合は、第 10 条の8で、事前届が義務づけられています。ところが、この施業計画制度では、「計画どおりにやるんだから、当然伐採届なんか事前には出さなくて良い」というスタンスで、第 15 条により、「事後届で良い」ということになっている。これが大変な混乱を招いている。市町村は、施業計画書を見ても、どこがどうなっているのか全然わからない。だけど、施業計画森林は伐採届そのものも出さなくて良いようになっているから、事前の伐採情報が全く把握できないんですね。

これを事前届出制にすべきだということで、我々は今この徹底指導お願いしています。100 人、200 人ぐらいのものをまとめているわけですから、これを一つ一つ森林所有者の意思を確認して「本当にやりますか」みたいなことはまずできない。だから、すべて、事前の伐採届が出れば、森林の適正管理指導は県や市町村で実行できますので、施業計画などと言ったこういうきれいごとは本来必要ないのではないかということです。

次のページの「合法木材」に我々は取り組んでいるのですけれども、合法木材というのは、こういう法律に基づいて伐採届を提出した、そういうことを確認できた、法的手続きを踏んだものということです。合法木材は、平成 18 年に林野庁が違法伐採による木材の輸入阻止を目的に、取り組みがはじめられたけれども、ほとんど都道府県ではさほど真剣に取り組まれてないと思います。なぜなら、施業計画制度では事後届になっている。要するに、計画に載っている伐採をしていれば問題ないのですが、多くの場合がとりあえず伐採をやってしまって、後で届け出ですから。要するに、違法伐採の可能性もあると。

米田副主査 すみません。今、どこをやっていらっしゃいますか。資料が飛んで。

藤本課長補佐 7ページの でございます。

足立室長 すみません。

合法木材の取り組みですけれども、これがなぜ進まなかったかというと、大分県でも施業計画 が民有林全体の多分4割ぐらいをカバーしています。

各県共通の悩みを持っていますので、九州各県はこれを事前届にしようということで、これも 国と相当議論しまして、最終的には、勝手にしなさいみたいな話になりました。それで、我々の ところは、すべてが事前届になって、指導はしやすくなったということですね。「法律と違うで はないか」と言われているのですけれども、そうではなくて、事前に届出を出してもらうのだから、単に「事後届でいい」という法律上のメリットを生かしてないだけであって、、本来の義務は果たしているよというところで、法律の趣旨というか理念は守っていると考えています。

3番目が、市町村の森林行政機能の問題です。森林法では、例えば伐採届の受理とかは、平成 11~12年ぐらいまでは県がやっていました。その時点では、結構徹底されておりました。だけ ど、市町村に移ってからは、ガタッと落ちてしまったという状況があります。全国的にはどうか わかりませんけれども、これは市町村の森林の林業の専門職員が配置されてないことが私は大き いと考えています。

実は、大分県では、県条例を作って市町村に指導しようということも検討しました。しかし、 県と市町村はイコールパートナーで、普通林に関しては市町村が独自に条例を作るべきであり、 県は、保安林に関しての権限のみだということで、我々は普通林を含めた県条例は作れないとい うことがわかりました。岐阜とか北海道は、これに関して都道府県が市町村の森林行政の中に関 われるような条例を検討しています。そういったものを我々は大分県でも作りたいなと考えてお ります。

それから、8ページに移ります。3.森林所有と経営の分離対策ということで、これも全国的にあると思いますけれども、私も山を一部持っておりますが、どこに山があるか本当にわかりません。多分そういう森林所有者はすごく多いですね。だから、森林組合はその間を取りもって、色々な情報を管理してやっているわけですけれども、施業計画でまとめるのではなくて、その管内のほとんどの森林を全部、経営も完全に移譲といいますか、委託するようなイメージのものを作り上げないと、今のままでは多分森林の適正管理はまずできないと思います。「長期施業受託制度」とか、「森林の信託制度」等を真剣に考えていかなければいけないのではないかなということです。

それと、 は、これは皆伐のルールづくりの話の一環でもあるのですけれども、素材生産業者が山を買うわけですけれども、これに対して長期の伐採権ということで、つまり、伐採と植林、それから、下刈で、ある程度森林が育つまで、そこまでを委託するというような形にしないと、次の森づくりはできないのではないか。そういった法整備みたいなものが必要なのではないか。あるいは誘導するためのメリット付与の施策、こういったものが必要なのではないか。

カナダの州有林などでは、ツリー・ファーム・ライセンスというような「長期伐採権の制度」があって、20年とか 25年の長期の伐採権を契約することができる。伐採業者は、その期間内に木材需要に応じて伐採をすることができる。そのかわり、伐採後は植林し成林するまで面倒を見る。そうすると、計画的に素材業者が森林の管理をやれる、労務の配分もできるようなことになります。そういったことをやらないと、事業体も育たないのではないかなというような気がしております。

大体そんなところでございます。

事務局 ありがとうございました。

では、質問をお願いします。

米田副主査 どうも、今日はありがとうございます。

随分とたくさんのお話をいただいたので、どこから質問したらいいかちょっと考えているのですが。まず最初に、文字の確認からさせていただきたいと思います。

1 ページ目でございますが、 1 . 総論の(1)の < 課題 > の 「業界による再造林支援システム」と書いてございますが、この業界は何でしょうか。

足立室長 素材生産業者と市場と製材業者ですね。

資料「皆伐のルールづくりに向けた取組」の 24 ページに絵がありますが、これは実は宮城県が平成 20 年に始められたのをヒントにしています。あそこは合板工場がメインでやっておりますけれども、うちの方は製材工場ですね。素材生産業者が伐った木を市場に出荷します。そのときに、立米当たり 20 円。ですから、100 ㎡出荷したら 2,000 円を払うと。同様に、市場は、立米当たり 10 円払う、製材工場も立米当たり 20 円払う。この拠出金を管理する組織を「森林再生機構」という名前にしたのですが、ここが全部基金をプールしまして、これを再造林事業の上乗せ負担ということで、植林の経費に回すことに取り組んでおります。これは平成 22 年 4 月からやろうということで、今、準備をしているところです。

米田副主査 これで再造林に必要な費用のどのぐらいが賄われるわけですか。

足立室長 今のところ 80 万㎡の流通がありますので、全部カバーできて、これに対して 50 円ですから、4,000 万円です。4,000 万円あるのですけれども、管理費とかいろいろ運営費がありますので、3,000~3,500 万円だとすると、今のところ 5 万円 / ha しか補助できない状況ですね。だから、3,500 万円を 5 万円で割ると、700ha ぐらいの再造林支援ができるわけですが。ただ、それに対しては、県もこういう業界の再造林支援に対しては応じるべきだということで、県から10 万円を補助、追加支援することを検討しています。

米田副主査 その 10 万円は、ha 当たりということですか。

足立室長 そうです。ですから、15万円 / haの補助を目指しております。

米田副主査 今、再造林にはお幾らぐらいかかるのですか。

足立室長 3,000 本植えですと、83~85万円ぐらいかかります。これを1,500 本ぐらいの粗植にしようと考えています。そのことによって 60 万円ぐらいになると。そういうふうな粗植造林に取り組んだということで、低コスト造林に取り組むことを前提にして、資料「林業・木材業界による再造林支援システム」の右端にありますように、85万円から 60万円に取り組む。造林補助金は 68%出ます。公共造林事業でやりますので、県が 17%、国が 51%出て 68%。残りの32%が自己負担になっています。これが今までは27万円負担していたので、「とんでもない、やれないよ。」という話だったので、これを低コストに持っていって、20万円を本来なら負担しなければいけないけれども、業界が5万円、県が 10万円を支援して、残りの5万円を森林所有者が負担しようではないかということで、今持ってきております。

米田副主査 こういう補助金制度は、対象者はどういう方々になるのですか。

足立室長 基本的には、どなたでもいいです。森林所有者は誰でもいいです。

米田副主査 きょうの問題点の確認ですけれども、問題点、御提言は3ページ目からですね。

今日はそこがメインなので。

まず、森林の境界が不明確であるということで、きちんとしなければいけないわけですよね。 まず、それが第1ですよね。

足立室長 そうでございます。

米田副主査 森林簿の開示に、個人情報保護法を乗り越えて踏み出されているという話を聞きましたけれども、コピーも取れるのですか。

足立室長 取れます。電子データでもやります。ただ、それは森林の施業に絡む。

米田副主査 勿論です。施業集約をする計画のある方に対してということですよね。

足立室長 そうです。だから、不動産屋とか何かが来たときには、当然アウトです。

米田副主査 地籍調査は、今57%ということは、まだまだですね。

足立室長 ですね。

米田副主査 わかりました。

全国平均が41%ですから、16%まだ高いということになります。

保安林制度ですけれども、保安林制度の運営面の問題ということでは、小面積が解除の手続の 簡素化。これは豆粒保安林みたいな話なのですか。

保安林についてもう一つお伺いしますが、保安林というのが、本来ある区分と実際にある保安林に指定されているものが、保安林という制度の趣旨に合致して、必ずしも整合性がとれていなくなっているということがあるということはありませんか。つまり、本来だったらここは当然保安林だというところが普通林だったり、ここは普通林かなというところが、歴史的経緯もあって保安林に指定されているというようなことはありませんか。

足立室長 相当あると思います。私は、普通林が今みたいな取扱いをされるというのであれば、極論すれば、普通林ではなくて全部保安林で良いみたいな、森林はそれほど大切なものだと考えております。さっき言ったように、保安林指定がブームの時代がありました。とにかく保安林を確保するんだ、面的確保ということでどんどん進めて、話に乗ってくれたところは保安林になったと。ところが、色々税法上のメリットとかあるけど、それより制限の方が怖いと感じた人はやらなかったと思うんですね。

米田副主査 税制上のメリットは、具体的には例えばどういうものがありますか。

足立室長 相続税が安くなると。

藤本課長補佐 固定資産税の免除とかですね。それから、旧市町村でいくと、偏った保安林指定がされていまして。旧上津江村辺りは、ほとんど全所有林が保安林化されているところもありますし。だから、本来の保安林の目的と若干離れている現実もあります。

米田副主査 はい、わかりました。

保安林における違法伐採と言って良いのか知りませんが、不適切な伐採及び植林しないという のも結構あるのですか。

足立室長 はい。

無許可伐採とかというのはそんなにはありません。許可は取って伐採しています。ただ、植林

については、是正指導をこれだけやるということは、3~4年たって、もう植えない人が出てきているというのはあります。

米田副主査 そこでは、例えば罰則規程はどういうふうになっているのでしょう。

米田副主査 例えば罰則については何かあるのですか。

足立室長 それこそ保安林はちゃんとマニュアルがありまして。何日以内にどうこうするとか、こういう文書で指導するとか、そういうのがあります。ただし、これが難しいのは、どういう形で森林に回復させるかということですね。

米田副主査 更新できるかということですね。

足立室長 更新ですね。ところが、幸か不幸か、伐採跡地でも、九州についてはほとんど天然 更新してしまうのです。ですから、伐採義務というより、一方に環境NPOなどは、「これ以上 杉を植えるな」と言うわけですよね。「人工林はやめろ」と。「放置して」とは言わないけれども、天然更新がされて自然林に返るのだから、天然林に返したらどうかというふうな意見を持っている人が相当多いわけですよ。実際、3年たって現地確認に行きますよね。「やってないではないか」と。ところが、そこにはもう灌木などが生えてきているわけですね。これをまた植えるのかと。イタチごっこをしていると、1年とか2年とか法的期間があるのですね。それで裁判で争うと、行政の訴えの利益は何なのかと。森林に回復というのだったら、現地はできているのではないかと。多分私は裁判では負けるのではないかなと。法律上の義務行為はしてないかもしれないけれども、森林は回復しているのではないですかと。

米田副主査 ただ、そこで問題は、恐らく場所によってはそういう天然林に更新するのが良い場所もあれば、人工林に適している、育成林、経済林に適しているところもあって、特に大分県のように暖かいところは、木の育ちも早いですから、ちゃんと経済林として循環型で回していく方が良いというところもありますよね。

足立室長 そうですね。

米田副主査 経済林になるか、非経済林になるかという、そういう線引きは県でなさっている のですか。

足立室長 基本的に、保安林に関しては、人工植栽とするとなっています。指定施業要件が、 天然更新は認めないとなっています。ところが、一部国有林の保安林に関しては、天然更新を自 分のところでは認めているという状況があります。

米田副主査 なるほど。その辺は、まだ制度の整合性とかがとれていないということですね。 足立室長 そうですね。

米田副主査 わかりました。

県レベルではこういった森林に関する専門の職員がおられますけれども、市町村にはいないという問題が指摘されておりますよね。

確かにそうだと思います。今、さらに地方分権の中で、基礎自治体に対して、色々な事務が国

やら県やらから市町村に移行していると思うんですね。市町村の人たちは、役場の人たちはとて もお忙しくなっていて、ますます市町村に任せると、専門の職員がいないために、森林施業に問 題が起こるということもあるかと思います。ですから、将来的には、県レベルできちんとしてい ければ、それが山にとって良いというようなお考えなんですか。

足立室長 そうですね。

米田副主査 そのときに、先程、保安林と普通林の話があって、県と市町村に分かれているというお話でしたけれども、1つの考えとしては、みんな保安林指定にして、県がちゃんと管理をして、しっかり植林もしていただくという基本的スタンスが良いというお考えでしょうか。

足立室長 保安林が、そういう色々しがらみのない保安林であれば良いのですけれども。今の 保安林だと、もうちょっと緩やかなものの方が良いと思います。

米田副主査 それとも、今の森林法そのものを変えて、もっとしっかりと再造林のことに対する義務化規程をきつくすると。

足立室長 植林の義務みたいなものも併せてきっちりうたい込むべきだと思いますね。

米田副主査 あと、今日話題になっております林業の施業について、今どちらかというと、利用間伐と長伐期方式に見直していくべきではないかという議論がよく行われるわけですが、大分県という県の特性上、また、既に植わっている木が、どちらかというと樹冠が少ないものですから、長伐期に向いていないつくり方をされているので、勿論、長伐期にする森林はあるにせよ、多くの場合は小面積を皆伐して、それをまた再造林する循環型の小面積皆伐にすることは、県としては良いとお考えなわけですか。

足立室長そうですね。そのとおりですね。

米田副主査 結局、国の色々な決めているルールが、一律のルールのもとに補助金ができているのだけれども、そこはもっと県の実情に応じた、自由度の高い補助制度に変えてほしいということですか。

足立室長 そうですね。

米田副主査 例えば、その中で考え方として、この面積の施業については、ある程度定額でお渡しして、地域の人たちの創意工夫で森林整備をしていくというような方が良いと言う方もおられるわけですよね。

足立室長 そういうことができると、非常に有り難いですね。今みたいに、32%は森林所有者から取るなどというのは、この中ではもう絶対にできないですね。道路もできませんし、間伐もできませんし。

米田副主査 多様な地域の実情に合った森林整備を認めて、地域の人たちが自主性を持って取り組めるような助成制度に変えてほしいということで御理解しました。

それから、森林法の問題というので、皆伐のルールづくりということなんですけれども、御説明の中で、実際今ある森林法と条例で定められているところとあったのですけれども、条例でまたさらに定めていこうという流れも一方にありつつ、ここは森林法そのものを見直したら良いという御提言ですか。

足立室長 はい。

米田副主査 皆伐に対するきちんとしたルールがないことが一番の問題ですか。

足立室長はい、ないですね。

米田副主査 それで、大分県では、御自分のところで作っていらっしゃる色々な条例が。

足立室長 まだ条例は今検討中です。

米田副主査条例としてではなく、国としてということですか。

足立室長 そうすると、例えば、今、普通林については、市町村の条例でしか作れません。うちは 18 市町村全部作らざるを得ない。九州はほとんど同じですから、何百あるかわかりません。全部、市町村条例で作らざるを得ない。だから、少なくとも県で条例をつくれば7つか8つで済むけれども。恐らくこの皆伐の傾向は、北海道でも同じ悩みを持っていますし、これは全国一律と言わなくても、一定のルールは示していただかないと、この条例を作るときでも、恐らく相当の議論をまた国とやらざるを得ないとなると、非常に頭が痛いですね。規制がないのを普通林だと言うのだと言ってしまえばそうなんですけれども、それでは現場は持たないということですよね。それは全国津々浦々どこの市町村でもそうだと思います。

米田副主査 今の大分県さんのような、先程写真を見せていただいたような問題は、九州は大体多くの県がこういう問題を抱えているということですか。

足立室長 はい。

米田副主査 四国なんかはいかがでしょうか。

足立室長 多分、さっきお見せしたような山の状況は、若干手遅れ林分はありますけれども、同じ問題を抱えていると思います。日吉の森林組合の話がありますが、あそこも長伐期に持っていくという話なんですけれども、私は一回日吉の山を見てみたいなと。湯浅さんがこの「提案型集約化施業基本テキスト」の監修もされておるわけですけれども、あの中で記述されているように、50%本当に枝葉がついているのかと。それは私見てみたいんですよ。それで、長伐期に持っていったなら納得しますけれども、樹冠長が3割以下だとかいうのがあったら、長伐期に持っていけないのではないですかと私は言いたいですね。だから、そういう山はほんとに全国的にそんなにあるのかなというのが不思議でならないですね。

米田副主査 伐採届のところが実はよく理解できなかったのですけれども、一番最初に、6ページ目の1行目に「普通林には伐採届の義務程度のものに止まっている」と書いてあるので、私、普通林には伐採届の義務があるのかと思って聞いていたのですが、ずっと話を聞いているうちに、伐採届も出さないというようなお話があったやに思いますが。

足立室長 伐採届の提出率は非常に低いという状況です。

米田副主査 ルールはあるけれども、実行されていないということだったのですか。

足立室長 はい。

藤本課長補佐 ただ、大分県の場合は、先程、合法木材の話もあったと思うのですけど、その 指導のもとに、皆伐では大体9割近くは伐採届が出てきているような状況になっているんですが、 室長が申しましたのは、施業計画の場合は、事前に出さなくて良いという森林法になっていまし て、それがあるがゆえに、伐採届が事前に出てこないので、指導もできなければ、その監視もできないと。

米田副主査 それは一応施業計画を立てているから、それをもって事前届と見なすみたいな形なのでしょうか。

藤本課長補佐 そういう解釈なのですけど、現実の施業計画は、なかなかそこまで担保された 計画ではないということで、実態と乖離しているものですから、大分県の場合は、施業計画であ っても、事前の伐採届を出してくださいという指導をしております。

米田副主査 はい、わかりました。

最後の8ページ目の3.森林所有と経営の分離対策ですけれども、これはいわゆる林地の所有権と利用権を分離させて、利用権を集約化して森林経営を行うというようなイメージなんでしょうか。

足立室長 そうです。

米田副主査 その集約のさせ方が、例えば「長期施業受委託制度」であったり、例えば「森林の信託制度」であるという解釈でよろしいのですか。

足立室長 はい。まだほかにあるかもしれませんが、そういう形ですね。そうしないと、利用というよりも、整備も進まない、せっかくある資源が誰の山かもわからないというのが相当にある。山はあるんだけれども、使えない。資源はあるのだけど、その権利関係もわからない、境界もわからないというような状況の中で、使えないというのが日本の実態です。

米田副主査 私見なんですけれども、私は、今、全国的に境界確認を本当に加速して、例えば 公共事業が減って、今、雇用対策が求められているわけですから、短期雇用対策として、境界確 認を全国的に加速化する事業なども良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

足立室長 これは是非。

藤本課長補佐 それがクリアされて、境界がきちっとなって、森林情報が明確になれば、こういった問題は解決すると思うんですよね。これが解決しないと、集約化についてもできませんし、安定的に木材を供給するというシステムそのものができないんですね。ある程度の面的なカバーをしないと、計画伐採とか、計画的な木材の安定供給も不可能ですし、国産材を安定供給できなければ、需要者側のニーズに応えられないというミスマッチがいつまでたっても解決できません。

米田副主査 それをやった上での信託制度とかにもなるのかもしれませんけれども。ただ、利用権と所有権の分離は、農地でも同じような議論がされていて、一時期そういう方向へ進みつつあったんですけれども、林地についてもそういった所有権と利用権の分離も含めて検討をすべきであるということですね。

それから、最後に、長期伐採権を設定し、伐採、再造林、育林までセットにした契約ということになっているのですけれども、どういう方を相手に設定するのですか。

足立室長 素材生産業者ですね。林業事業体といいますか、森林組合とかを含めて、民間もそういう長期契約を一般化するといいますか。

米田副主査 今の材価でいきますと、伐採して売ったお金は余り多くなく、植林は多大なコス

トがかかると、こういうことを受託してくれる事業体はあるのですかねという疑問はありますが。 足立室長 ただ、伐採は事業体としては、民間事業体の素材生産業者が主伐、皆伐をやります。 間伐という、負担金をもらって何かやるような手間のかかる仕事は森林組合がやっています。そ うすると、森林組合は、造林という補助事業を取れる事業主体ですから、植林については森林組 合がやるわけです。ということは、皆伐作業は民間事業体がやって、そして、その山を、後、森 林組合の人が森林所有者にもう一回掛け合って「植えますか、植えませんか。」という話をする。 そうすると、違う人たちが入る。ところが、一括で、素材生産業者も植林ぐらいの手間は、素人 でもできるわけですから、もともと伐採のときに、植林に配慮した、植林がすぐできるような伐 採の仕方をすると、もっと低コストで、伐採の後すぐ植林をして、さっと返すこともできますね。 そういうセットに仕組み上なれないものですから。

米田副主査 その連続した仕組みを作った方が良いということですね。

足立室長 そうです。一括してやった方が。

米田副主査 それが今できない理由は。

足立室長 多分、補助制度が1つはあると思いますね。

米田副主査 補助制度の問題。ばらばらであるということですね。

足立室長 はい。

米田副主査 それから、主体なんですけど、そのとき、皆伐する素材生産業者はどういった 方々なんですか。勿論、多様だと思いますが、あるときは森林組合の作業班であったり、あると きは独立系の林業事業体であったり、あるときはいわゆる大林家と言われる林業経営者。

足立室長 森林所有者がやるということはほとんどないですね。大山林所有者も大体全部外に出してやっていますので、大きいところで4~5人ぐらいの作業班を抱えて、プロセッサーとか持ってやっている事業体ですね。大体そういうところが多いですね。機械を持って。

米田副主査 そのときに、大分県は、鳥獣被害は。

足立室長 あります。

米田副主査 もし、これをセットにしたときに、鳥獣被害で植えた木が鹿に食べられてしまったときはどうなるんですか。

足立室長 ですから、今回の再造林支援システム、先程言った 15 万円の話ですね。この 15 万円についても、そのネットの費用に回せないかということで、ネットも結構高率の補助をして、85%ぐらいの補助をしています。あと 15%出せばいいので。15 万円の中でかなりできるのではないかということで、鹿の食害は非常に大きな問題なので、頭数制限というか、捕獲の目標もありますけれども、自己防御といいますか、ネット設置ということもしないといけないなと思います。

米田副主査 私からは以上です。事務局から何かありますか。

事務局 この資料「規制改革会議 農林水産業タスクフォース資料」の1枚目からなんですが、 素材生産量の内訳は、皆伐が6割、間伐が4割ということですが、間伐は、基本的に長伐期は余 り向いてないということで、大体40年ぐらいで伐るという話だと、その40年に至るまでの間に 間伐する、その間伐がということになりますか。

足立室長 そういうことです。それで出てくるものが4割ということです。間伐の面積そのものは1万 ha 程度なので、それは吸収源対策でやっていますので、相当やっています。だけど、ほとんどが切捨ざるを得ないです。

事務局 先程、森林簿とか開示されているという話で、ほかの都道府県さんですと、個人情報絡みでなかなか開示は難しいという話をよく伺うところですが、それは法解釈にかかるある意味リスクを県が取られているということですね。

足立室長 やらなければしようがないと。でも、皆さんに喜ばれていますよね。批判がなければ良いと思います。何か問題があったら対応しましょうと。森林所有者にとって開示のデメリットがあるのかな?と私は思うんですね。利用されるわけですから。その開示によって評価が上がるわけですから。

事務局 九州ですと、挿し木が主だということなんですけど、それは気候的なものが大きいと ころなのでしょうか。

足立室長 歴史的にですよね。苗木生産そのものですね。挿し木でも発根する。簡単ですよね。 クローン、要するに同じものがどんどんできるわけですね。だから、実生は個体差があって、一 緒にたくさん植えても、その中でいろいろな個性があるので、放っておいても長伐期にできると いうところはありますが、挿し木の場合は、同じ成長でモヤシ状に成長してしまう。もともと 50 年でバサッと伐る予定だったのが、「モヤシは売れなくなったので今度は大豆に変えましょ う」と言って間伐してもモヤシはモヤシなんです。

米田副主査 そういうことなんですね。

足立室長 管理を怠っていたと言われるかもしれませんが、もともと 40-50 年を目指してやってきたので、その状態で十分なんです。ところが、この材価低迷と長伐期化の流れがちょっと合わない。

事務局 今後の林業のモデルみたいなので言うと、梶山専門委員なんかは、路網を入れて大規模にやって。路網を最初に入れるのは金がかかるし、最初はとりまとめもちょっと大変かもしれないけれども、その辺のインフラができてしまえば、今後は低コストでどんどんできるのではないかというような考えではないかと思うのですけど、九州における、林業経営がうまくいくモデルはどういう形になりますか。

足立室長 勿論、梶山先生が言われているような間伐を主体としたもので長伐期化ができるところはやりたいです。その方が効率が良い。できるところはやりたい。だけど、多分挿し木のため、できないところが多いので、この部分は、また台風が来てバッサリやられたら、また行政は批判の的にされますので、そこだけはしっかりと倒れないうちにお金にしてしまう。次の若い木を育てていくことを、大面積でなくて小面積のものを回転させていくという形しかないのかなと。

事務局 一旦皆伐して、新たに植えるものは長伐期に耐えられるようなものにしておいて、40~50年経ったら、梶山専門委員がイメージしているような林業が大体で行われているような、そんなイメージで思っていいですか。

足立室長 はい、できるところはですね。ただ、梶山先生が言われるように、高密度路網が入るかというところがあります。日田なんかでも、奥地へ行ったら大変ですよ。こんなところに3mの道路をヘクタール 100mも作ったら片っ端からどんどん落ちますよ。何もしなくても落ちるところですから。

米田副主査 九州は本当に崖崩れが多いところですよね。

足立室長 多いです。よくドイツ、オーストリアの話を出しますけど、年間降水量が、ドイツは 570mm、オーストリアで 620~630mm です。大分県は、多いときは 2800mm ですよ。少ないときで 1700~1800mm くらいです。これとどう比較するのですか。私もドイツとかオーストリアへ行きましたけれども、路体が非常に安定していますよね。だから、降雨によって浸食だとか、多分あり得ないのだと思います。傾斜も結構あると思うのですけど。本県は、地形的にも土壌というか地質的にも、そんな持つところはそんなにないなと。日吉の森林組合が色々良いことをやられているのですけれども、そこで成り立つとしても、そうでないところもあるのだということは御理解いただかないと我々も一生懸命最先端を走っているつもりなんですが、急に「右へ曲がれ、左へ曲がれ」と言われも、現場が付いて来れない。

米田副主査 各地各様、その地域に合った施業がありますから、どこかの地域で成功したモデルがあるからといって、それをただ全国一律に広げていくことには大きな問題があるということですね。

足立室長そうですね。それは本当にそうです。

米田副主査 はい、わかりました。

今日のこのヒアリングは、内閣府規制改革推進室でちゃんと記録に残させていただきます。

事務局 あと2ついいですか。

森林施業計画で、先程、基本的に細々した所有者の同意なんか取っていられないというお話があったと思うのですけど。となると、とりあえず森林組合とかは、自分の範囲の計画を立ててしまって、実際ここの山を伐ろうとかと思うと、後で、そこの所有者に同意を取りに行くとか、そういうフローでやっていらっしゃるのですか。

足立室長 そうですね。施策が3年おきぐらいにどんどん変わるでしょう。間伐も急にバーッと増えるわけでしょう。だから、その対応も全然できないわけです。5年前にそんなことをきっちり予測してできるわけでも何でもないし、今度の吸収源対策などは、急に「通常の2倍やれ」と言うのですよ。それを計画書の中にどう反映するのか。本当にもう行き当たりばったりになってしまったのですね。それに対して、計画どおりなんていうのはまず無理ですね。

米田副主査 それから、昨今のリーマンショック以降、材価が非常に下がっておりますので、 高いときに出して売るというのがやはり林業ですしね。間伐計画どおりに遵守すると、かえって 木材市場がダブついてしまって、林業の方が大変な思いをされるということもありますよね。

足立室長 そうですね。

米田副主査 需要に合った山の供給の出し方。民間企業でいけば当たり前なのですけど、余り 計画的にされてしまうと、そこら辺も大変ですよね。 足立室長 そうですね。間伐の補助事業は大変有り難いのですけれども、ややもすると、いわゆる「官製伐採」と言うんですが、国からの事業が増えたために、必要のない材がワーッと市場に出る。そして、値崩れを起こす。何もしなくても出てくるものだということで林家も足もとを見られてどんどん下がるみたいな、そういうところがあると、そこら辺は国の施策はちょっと考えなければいけないなという気がします。

事務局 最後に、森林所有と経営の分離というお話があったと思うのですが、例えば長期伐採権とか、長期施業受委託制度、多分今でも森林組合と所有者さんが話して、民・民で契約を結んでという対応は可能だとは思うのですけれども、ここでイメージされているのは、そういった契約を結んだときに、補助メニューを作るということ。

足立室長 誘導する施策ですね。

事務局 あるいは、もっと進んで、例えばこのエリアについては特に何かやらなければいけないから、強制的にと言うと変なんですけど。今の森林計画でも、10条の7~11で認められているような制度をもっと強制的に進めてしまおうかとか、そういうところまでイメージされている話ではあるのですか。

足立室長 規制強化という話もあるのですけれども、一定の規制は勿論しなければいけないんですが、余りにも規制をしてしまうと、多分、森林所有者は森林を手離すと思いますね。今、外国資本が日本の森林を色々狙って、中国だとか、色々な話も相当来ているという話も聞きますので、大山林所有者が手離している事例が相当出てきます。ああいった形で外に流れるといいますか、事態はあらぬところに流れてしまうのではないかなという気がします。私は規制というよりは「飴対策」といいますか、「誘導対策」、メリット付与の形の施策誘導が必要ではないか。「伐ったら植えなければならない」とするなら、それに対してちゃんと補助金を上乗して実行を担保をするとか、そういったことをしないと、規制だけしてしまうと、多分土地が流れてしまうという、そこの危険性の方が高いかなというのもありますね。

事務局 ありがとうございました。以上で、ヒアリングを終わります。